

新型コロナウイルス感染症で深刻な影響を受けている中小事業者の皆さまへ

『持続化給付金』の申請受付が始まりました！

中小企業者・個人事業主の皆さまが速やかに給付を受けられるよう、商工団体と連携して、申請をサポートする「**持続化給付金サポート窓口**」を開設しています！



制度全般に関する一般的な相談は

- ◆鳥取県庁商工政策課（電話）0857-26-7538（中部総合事務所、西部総合事務所でも対応します）
- ◆県内の商工団体（商工団体の連絡先は裏面参照）

具体的な申請に関する相談は

- ◆経済産業省持続化給付金事業コールセンター（電話）0120-115-570（5・6月は土日祝も対応）

📍 持続化給付金とは

概要

売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対して、事業全般に広く使える「持続化給付金」が国（経済産業省）から支給されます

給付額

法人 **200万円**、個人事業主 **100万円**

📍 申請からの支給までの主な流れ

※申請手続きは『**電子申請**』か『**申請サポート会場**』のいずれかで行っていただきます。

中小企業者・個人事業主

【ご自身で電子申請する場合】※お急ぎの場合はこちらをお勧めします。

持続化給付金ホームページへアクセス！

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

持続化給付金

検索



メールアドレス等を入力し『仮登録』

ID・パスワードを使い、
○基本情報○売上額○口座情報 等を入力

必要書類を添付して申請

- 2019年の確定申告書類の控え
- 売上減少になった月の売上台帳の写し
- 身分証明書の写し（個人事業主の場合）

持続化給付金事務局が申請内容を確認
※不備があった場合は、メール等で連絡が入ります

申請後、通常2週間程度で、ご登録の口座に入金

【申請サポート会場を利用する場合】

予約（完全予約制）

- ※県内の「申請サポート会場」の設置場所や時期等については、後日、持続化給付金ホームページで公開予定。
- ※予約は、持続化給付金ホームページで受付。
- ※詳細については、給付金事業コールセンターへお問い合わせ下さい。

必要書類を用意して
「申請サポート会場」の
窓口で個別相談

申請

「持続化給付金サポート窓口」一覧

鳥取県庁のサポート窓口

- ◆ 鳥取県庁（商工政策課） 0857-26-7538（平日8:30～17:15）
- ◆ 中部総合事務所（地域振興局内） 0858-23-3985（平日8:30～17:15）
- ◆ 西部総合事務所（地域振興局内） 0859-31-9637（平日8:30～17:15）

各商工団体のサポート窓口

※開設時間はいずれも
平日9:00～17:00

- ◆ 鳥取商工会議所 0857-32-8005
- ◆ 倉吉商工会議所 0858-22-2191
- ◆ 米子商工会議所 0859-22-5131
- ◆ 境港商工会議所 0859-44-1111
- ◆ 鳥取市東商工会（旧国府・福部） 0857-23-7433
- ◆ 岩美町商工会 0857-72-0588
- ◆ 鳥取市西商工会（旧気高・鹿野・青谷） 0857-82-0809
- ◆ 八頭町商工会（旧郡家・船岡・八東） 0858-72-2113
- ◆ 若桜町商工会 0858-82-1811
- ◆ 鳥取市南商工会（旧河原・用瀬・佐治） 0858-85-1160
- ◆ 智頭町商工会 0858-75-0039
- ◆ 湯梨浜町商工会（旧羽合・泊・東郷） 0858-32-0854
- ◆ 三朝町商工会 0858-43-3131
- ◆ 北栄町商工会（旧北条・大栄） 0858-37-4057
- ◆ 琴浦町商工会（旧東伯・赤碕） 0858-52-2178
- ◆ 米子日吉津商工会（旧淀江・伯仙・日吉津） 0859-56-2700
- ◆ 大山町商工会（旧大山・名和・中山） 0859-54-2065
- ◆ 南部町商工会（旧西伯・会見） 0859-66-2035
- ◆ 伯耆町商工会（旧岸本・溝口） 0859-68-2174
- ◆ 日南町商工会 0859-82-0145
- ◆ 日野町商工会 0859-72-0249
- ◆ 江府町商工会 0859-75-2333
- ◆ 鳥取県中小企業団体中央会 0857-26-6671



「持続化給付金」を装った詐欺にご注意ください！

持続化給付金の手続きを装って、市区町村や経済産業省などの名を語り、家族構成や銀行の口座番号、暗証番号などの個人情報を探取しようとする詐欺が発生しています。

市区町村や経済産業省などが、電話や郵便、メールでお問い合わせすることはありません。もしかしてと、不安になりましたら、**最寄りの警察署**か**#9110(警察相談専用電話)**にご連絡ください。